

2007

5月号



458

広報

# かわち



風に吹かれて優雅に泳ぐ鯉のぼり

<主な内容>

- 行政改革を進めています…………… P 2～3
- 年金制度改正のお知らせ…………… P 4～5
- 生涯学習のとびら…………… P 6～7
- 所得税が変わります…………… P 8～9

# 行政改革を進めています

～平成18年度の主な取り組み状況～

お問合せは...

総務課行政管理係

TEL 84-2111 (内線122)



多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得るよう、町では行政運営全般にわたる改革を行うため、平成17年11月に『行政改革大綱(第2次)』を策定し、平成17年度から5年間をその推進期間として行政改革を進めています。

行政改革の推進にあたっては、その実効性をより高めるため基本方針のもとに定められた8つの推進方策にそって、常にその進捗管理をはかり、積極的な行政改革の推進に努めています。

平成18年度のそれぞれの推進方策における主な取り組み状況についてお知らせします。

## 1 住民の立場に立った行政運営の確立

- ◆ 窓口等における行政サービスの向上
- ◆ 課内職員における課内業務全般の知識の習得
- ◆ 週1回の課内での事務打合の実施
- ◆ 事務手続き等の合理化による町民負担の軽減
- ◆ 法人、償却、滞納システム導入
- ◆ 各種申請様式のホームページからのダウンロード対応
- ◆ 情報公開の推進と広聴制度の充実
- ◆ ホームページによる情報公開
- ◆ 職員によるホームページ更新操作研修会の開催

## 2 事務・事業の見直し

- ◆ 住民票等の休日交付制度の周知徹底
- ◆ 電話予約による住民票、印鑑証明の休日交付について、平成18年3月の「かわち広報」で周知、4月から実施(H18・4)
- ◆ 交付状況 住民票7件(7通)、印鑑証明2件(5通)

## 3 時代に即応した組織・機構の見直し

- ◆ 介護予防事業の推進(地域包括支援センター事業)
- ◆ 居宅老人デイサービスセンターの廃止
- ◆ 業務委託の見直し
- ◆ 夜間警備委託料 ▲15%
- ◆ 業者への削減要請 ▲5%
- ◆ 見積書の比較検討による経費削減の徹底
- ◆ 行政機構の再編成
- ◆ 役場の機構改革
- ◆ 13課、2局、1室
- ◆ 5課、2局、1室に再編(H18・4)
- ◆ 行政組織の見直し
- ◆ 付属機関等の整理合理化
- ◆ 公民館分館の再編にかかる検討会議の開催
- ◆ 女性委員の積極的登用
- ◆ 女性委員登用割合30%を目標に積極的登用を推進

- ◆ 民間委託等の推進
- ◆ 学校給食業務の全面委託開始(H19・1月)
- ◆ 給食センターの廃止
- ◆ 公営企業及び特別会計事業の運営効率化
- ◆ 保険料の収納率向上
- ◆ 国民健康保険、介護保険の単票による納入通知書を連記式の通知書式に変更(H18・4)

※郵送費の大幅な削減

#### 4 定員管理及び給与の適正化の推進

- ◆ 定員の適正化
  - ・ 平成18年度～平成22年度までに15人の削減予定（▲9・6％）

#### ※平成18年度未定員状況

- （減員7人、増員0人、差引▲7人、職員総数150人）

#### ◆ 給与、手当の適正化

- ・ 非常勤特別職の報酬の見直し
- ※月額報酬 ▲10％
- ※月額報酬 ▲20％
- ※費用弁償 一律1・000円

#### ◆ 特殊勤務手当（行旅死亡人等の死体処理作業以外）、旅費について

- ・ 当分の間支給しない特例条例の制定（H18・1～継続）
- ・ 議員の費用弁償、旅費について
- ・ 当分の間支給しない特例条例の制定（H18・1～継続）

#### 5 効率的な行政運営と職員的能力開発の推進

- ◆ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
- ・ 情報公開条例に基づいた行政情報の公開と、個人情報保護条例に基づいた個人情報管理（継続）



#### ◆ 行政情報提供の積極的推進

- ・ ホームページへ議会情報掲載開始（H17・6～）
- ・ 議場中継モニター設置（H17・12～）
- ・ 議会だよりの発行開始（H18・2～）
- ・ 町ホームページ等による積極的な情報提供

#### ◆ 職員的能力開発の推進

- ・ 職員研修の積極的参加、人事交流の推進（継続）
- ・ 実績評価制度、勤務評価制度導入の検討
- ※全職員を対象に研修会及びアンケートの実施

#### 6 電子自治体の実現

- ◆ 官民接点のオンライン化
- ・ 行政手続等11項目についてオンライン化
- ◆ 行政情報のインターネット公開及び利用促進
- ・ 町ホームページリニューアル（H18・4）
- ・ <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>
- ・ 教育委員会ホームページ開設（H18・9）
- ・ <http://www.edu-kawachi.jp/>

#### 7 学校、保育所、幼稚園の統廃合

- ◆ 小学校、中学校の統合
- ・ 検討委員会の開催
- ・ 住民説明会の開催
- ◆ 保育所、幼稚園の統廃合
- ・ 保育所、幼稚園の統廃合に係る関係課調整会議
- ※源清田保育所、長竿保育所、第一幼稚園を統合し「認定こども園」の設立（平成21年開園）に向け検討

#### 8 財政運営の健全化

- ◆ 財政状況の公表
- ・ ホームページ等の有効活用による財政状況の公表
- ◆ 財政健全化計画の推進
- ・ 長期財政計画の策定（計画期間 H19～H28年度）
- ◆ 補助金の整理合理化
- ・ 補助金審査チェック表に基づきヒアリングを実施（補助金検討委員会）
- ※原則前年度 ▲10％（削減が困難なものについては前年同額）
- ◆ 職員の意識改革
- ・ 職員研修会の開催
- ・ 職員による町有地の除草作業の実施
- ◆ 使用料、手数料の適正化

- ・ 平成21年の保育所、幼稚園の統合（「認定こども園」設立）にむけ検討
- ◆ 課税客体の適正な把握と徴収率の向上
- ・ 税務担当職員全員が徴収実務講習会を受講
- ・ 課長補佐職以上による特別徴収の実施
- ・ 収納率90％を目標

#### ※町民の皆様のご理解とご協力を※

行政改革を推進し新たな体制づくりを目指す過程では、職員はもとより町民の皆様にご迷惑をおかけすることも考えられます。

行政改革の実現には、職員の意識改革を徹底すること、町議会をはじめ皆様のご理解とご協力を得ていくことが何よりも重要です。

町民の皆様には、今後の行政改革の進捗状況について、積極的な公表・広報に努めてまいりますのでよろしくお願いたします。

# 年金制度改正のお知らせ

厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されております。  
平成19年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

## 1. 70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

老齢厚生年金の基本月額(※1)+賃金(総報酬月額相当額(※2))の合計額が48万円を超えていますか。

はい

老齢厚生年金の全部または一部が支給停止

いいえ

老齢厚生年金は全額支給

支給停止後の年金支給月額 = 基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) ÷ 2

※1 基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分の）月額

※2 総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額相当額）+（その月以前1年間の標準賞与額相当額（その月以前1年間のボーナス）÷12

《例》基本月額が8万円、総報酬月額相当額が42万円のときは、1万円の老齢厚生年金が支給停止となり、年金支給月額は7万円となります。

$8万円 - (8万円 + 42万円 - 48万円) \div 2 = 7万円$

## 2. 今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。

## 3. 遺族厚生年金制度が見直されます。

(1) 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

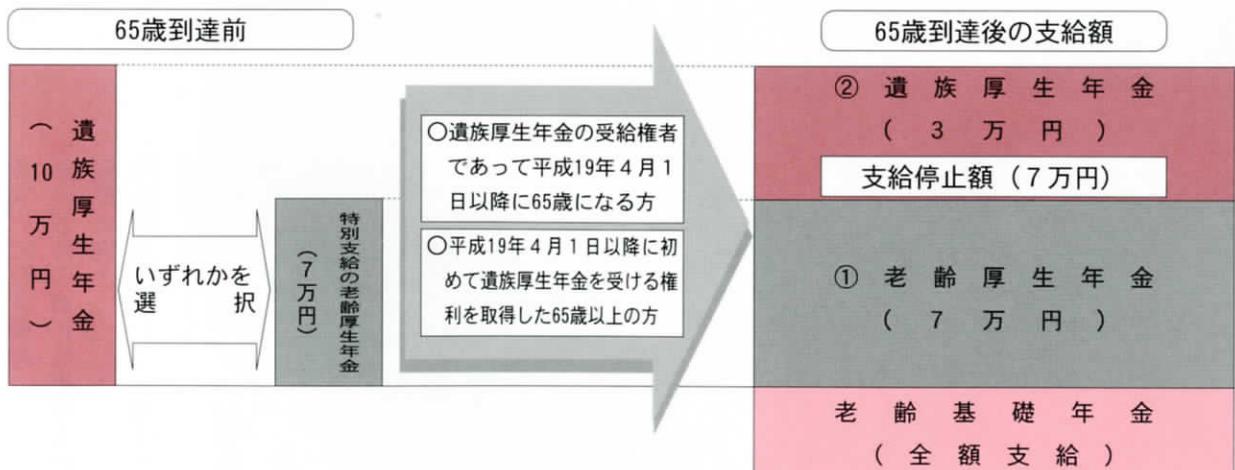
遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

①御自身の老齢厚生年金等は全額支給

②遺族厚生年金は、御自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

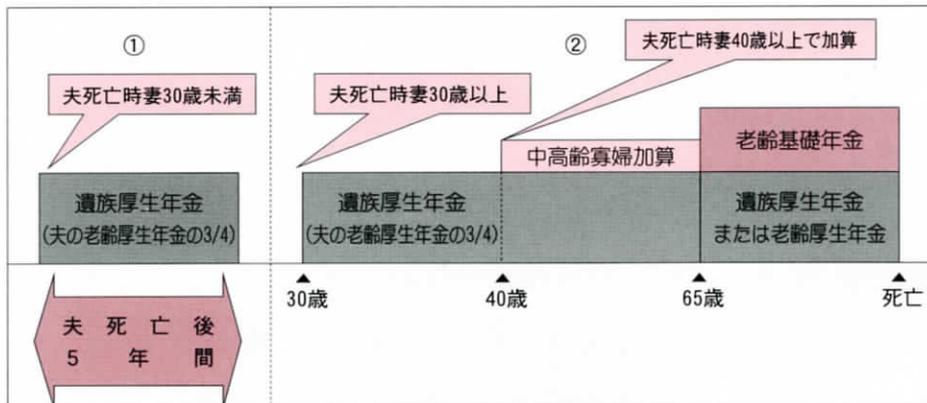
※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、この新しい仕組みの対象となりません。

(例)



(2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

- ①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有給給付となります（子を養育しなくなったときに妻30歳未満の場合には、その時点から5年間）
- ②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間594,200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります（従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給）。



※平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。

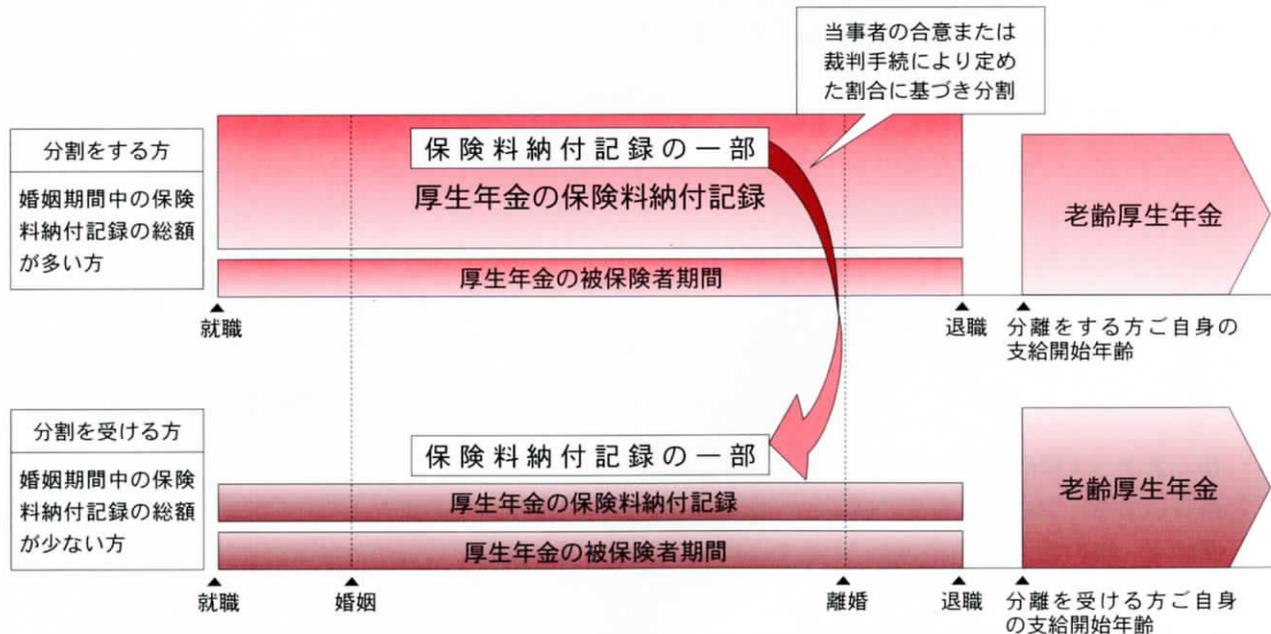
4. 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割を受けた方は、御自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するために、御自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。

- ◎年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。
- ※当事者の合意または裁判手続により分割割合(50%上限)を定める必要があります。
- ※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。
- ※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。



◆お問合せ・ご照会は、  
 ねんきんダイヤル(年金被保険者) TEL 0570-05-1165  
 ねんきんダイヤル(年金を受けている方) TEL 0570-07-1165 にお電話ください。  
 または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでお願いします。  
 社会保険庁HP <http://www.sia.go.jp/>

# 生涯学習のとびら

H19. vol.10

## ◆問合せ先◆

河内町長竿3689-1  
河内町教育委員会事務局生涯学習G  
☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

## 生涯学習講座(前期)参加者募集のお知らせ

①はがき絵教室 (10回シリーズ) (先着20名)	講師	北尾君光先生	会場	中央公民館
	開催日時	6/26(火)から毎月第4火曜日(予定) 午後1時30分から4時30分		
	費用	材料費等は自己負担(用具は自分で用意)		
②絵画教室 (15回シリーズ) (先着20名)	講師	村上高明先生	会場	中央公民館
	開催日時	6/16(土)から毎月1・3土曜日(予定) 午後1時30分から4時30分		
	費用	材料費等は自己負担(用具は自分で用意)		

◎これから絵を始めてみたいと思っている人、絵を見るのは好きだけど基本的なことを学びたい人、趣味で多少の経験はあるがいまひとつ納得できない人など、どなたでも気軽に楽しめる教室です。

◎思いがっぴいつまった絵手紙を誰かに送ってみませんか。

◎仲間と一緒に自由にのびのびと楽しく絵を描いてみませんか。

	実施日	時間	講習内容	場所
③レディースゴルフ教室 講師：ニッソーCC 支配人 高橋博史先生他	6/13(水)	午前10時から正午	スイングレッスン	センチュリーゴルフ練習場
	6/20(水)	午前10時から正午		
	6/27(水)	午前10時から正午		
	7/11(水)	午前10時から正午	アプローチ・パター	ニッソーCC
	7/18(水)	午前9時から正午	ラウンドレッスン	ミニコース

◎初心者から上級者までレベルに合わせた楽しいレッスンです。

◎楽しいスポーツ活動による仲間づくりと健康増進の場になることを目的としています。

◎空の下、緑の芝生を踏みしめ、ふるさとの四季と爽やかな風を感じながら仲間同士のふれあいの輪を広げてみませんか。

【受講資格】 町内在住者又は在勤者

【申込書】 申込みチラシを各戸配布します。中央公民館にも置いてあります。

【申込期間】 5月19日(土)～6月3日(日) 月曜日休館

【申込場所】 教育委員会事務局生涯学習グループ(中央公民館)窓口へ直接かFAX(84-2043)まで

## 参加者募集!

ふるってご参加下さい!!

### ふるさとかわち親善大使募集のお知らせ

本町では、今までの「ミスかわち」に代え、私たちの「ふるさと」河内町を愛し、産業や文化などを町内外に幅広くPRして頂く「ふるさとかわち親善大使」を募集いたします。

参加者の応募を心よりお待ちしております。



- 【応募資格】** ・町内在住・在勤、又は本町出身者で18歳以上の女性（ただし、高校生は除く。）  
・町で行う行事や活動に積極的に協力できる健康で明るい方
- 【任期】** ・2年間
- 【応募方法】** ・本人または家族、職場、友人等の方からの推薦により公共施設等に設置、または各戸配布した応募用紙に記入の上、提出してください。（FAX可）
- 【締め切り】** ・平成19年6月24日（日）午後5時
- 【申込先】** ・教育委員会事務局生涯学習グループ（中央公民館）
- 【審査日】** ・平成19年7月1日（日）午前10時～  
河内町農村環境改善センター（多目的ホール） 河内町長竿3689-1
- 【賞】** ・「ふるさとかわち親善大使」5名様に各8万円相当の商品券  
・参加者全員に2万円相当の商品券

### 第12回町民ゴルフ大会

- 【期 日】** 6月6日（水）
- 【会 場】** ニッソーカントリークラブ
- 【主 催】** 体育協会ゴルフ部
- 【参加資格】** 町内に居住する方（学生は除く）  
または、町内に勤務する方
- 【参加費】** 3,000円
- 【プレー費】** 9,650円（キャディー付き、食事・売店別）
- 【競技方法】** ペリア方式（18ホールストロークプレー）  
チャリティーホール アウト4番
- 【申込先】** 教育委員会事務局生涯学習グループ（中央公民館）



昨年の大会の様子

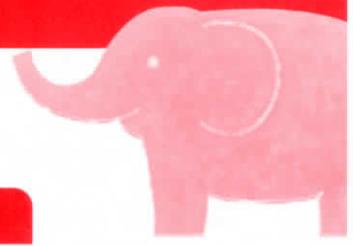
### 河内第一幼稚園園児補充募集のお知らせ

河内第一幼稚園では、平成19年度の園児数に余裕があるため、園児の追加募集します。

#### ●募集幼児●

3年保育	平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた幼児 ※3歳児について、入園した年度は4歳児と同じクラスになります。
2年保育	平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた幼児
1年保育	平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた幼児

- ◆募集人員◆ 定員まで(80人まで) ※現在の園児数は31名です（平成19年4月10日現在）
- ◆募集期限◆ 平成19年5月31日(木)まで
- ◆申込方法◆ 第一幼稚園に備えてある申込書に記入のうえ、直接、第一幼稚園までお申込みください。  
※申込書は、河内第一幼稚園HP (<http://www.edu-kawachi.jp/ki-daiichi/>)からダウンロードできます。
- ◆お問合せ先◆ 河内第一幼稚園 TEL 84-3589



### ◎税源移譲以外の主な変更点

#### ●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

#### 平成18年

所得税:平成18年1月分から  
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)  
住民税:平成18年6月分から  
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



#### 平成19年以降

所得税:平成19年1月分から廃止  
住民税:平成19年6月分から廃止

#### モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年

住民税	196,000円
・定率減税	△14,700円
所得税	263,000円
・定率減税	△26,300円
合計	418,000円



平成19年

住民税	293,500円
所得税	165,500円
合計	459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

#### ●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

#### 平成17年度

合計所得金額  
125万円以下の方  
**非課税**



#### 平成18年度以降

**課税**

経過措置として  
平成18年度は税額の3分の2を減額  
平成19年度は税額の3分の1を減額  
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

#### モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



#### 平成17年度

住民税	非課税
所得税	34,800円
・定率減税	△6,960円
合計	27,840円
(税額)	27,800円)



#### 平成18年度

住民税	19,900円
・定率減税	△1,500円
・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	△12,267円
所得税	34,800円
・定率減税	△3,480円
合計	37,453円
(税額)	37,400円)



#### 平成19年度

住民税	37,300円
・住民税 × $\frac{1}{3}$	△12,434円
所得税	17,400円
合計	42,266円
(税額)	42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

# 平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

## 何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

**所得税** **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**  
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

**住民税** **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**  
（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

### モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

#### 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	= 0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	= 0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	= 0円

#### 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	= 0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	= 0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	= 0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があるにご留意ください。（詳しくは右のページをご覧ください）

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

# 保健センターだより

暖かくなってきました。体を動かすと気持ちがいいですよ～

暖冬だった、とは言うものの冬はやはり寒かったですよね。寒い季節は、どうしても体が縮こまりがちになるものです。体が縮こまると、筋肉が硬くなり、体の血管の血液のめぐりが悪くなります。そうすると、肩こりや頭痛などの不快な症状が出やすくなります。春の空の下で、深呼吸するだけでも気持ちがいいものです。何かを始めよう！と、構えずに、お天気のいい日にお散歩をするだけでいいと思います。20分～40分くらい太陽の日差しを浴びながらお散歩にでてみませんか？この程度の運動でも、血圧を下げるのに効果があるそうです。からだの血液の循環がよくなりほんのり疲れて、夜もぐっすり眠れると思いますよ。



保健センターでも、毎月2回、「美と健康の教室」と「メンタルボディケア」という心と体を元気にする教室を実施しています。今年度も大人気で、毎回楽しく行っています。こちらの教室にもお気軽にご参加ください。実施日に直接保健センターにお越しただけ、いつからでも参加できます。皆様の参加をお待ちしております。詳しい日程は健康カレンダーをごらんください。

## ☆～はしかの予防接種はお済みですか？～☆

近隣で、はしかが発生しました。

現在予防接種は、はしかと風しんの二種混合(MR)として、1歳から2歳になる間に1回【1期】、年長のときに1回【2期】の2回接種になっています。対象の年齢になったら、出来るだけ早く接種をすることをお勧めします。この時期に受けていない方は、任意接種になりますが、接種して下さるようお知らせいたします。予防接種は、自分自身はもちろんのこと、地域の子供たちを伝染病から守るという意味もあります。そのために、一定の接種率を確保することが重要なのです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

ちなみに、18年度の河内町のMR 1期の接種率は、89.2%、2期の接種率は、82.4%でした。

## ご確認ください！！ 三種混合の予防接種が変わりました

法律の解釈が変わり、三種混合の予防接種の接種間隔が、1期は3～8週間隔で3回、2期は1期3回目終了後から1年～1年6カ月の間に1回と決まりました。(3カ月から7歳6カ月まで接種を終わらせることは従来どおり)

河内町では、間があきすぎってしまった方の措置期間として、4月～7月は集団接種を行っています。母子健康手帳で確認し、受けていない場合はこの機会に接種してください。接種は予約制ですので、事前に保健センターに電話で予約してください。8月以降は間隔があきすぎている場合は、すべて自費になります。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 又は 84-3682



## 平成19年度 河内町消防団

4月22日、新入団員任命書交付式が中央公民館で行われました。今年は、20名が新たに河内町消防団に加わり、緊張のなか平川団長より任命書の交付を受けました。また、新入団員を代表し片岡仁一さん(第5分団)が新入団員宣誓を行いました。

平成19年度河内町消防団の本部役員(写真左)と各分団長を紹介します。

15分団	14分団	13分団	12分団	11分団	10分団	9分団	8分団	7分団	6分団	5分団	4分団	3分団	2分団	1分団	◆分団長◆	◆本部役員◆												
長濱由美子	関毛貴生	成毛信之	橋爪広樹	大月俊幸	糸賀洋晃	小更雅之	萩原敏彦	茂手木信	山本文昭	後藤和巳	大津勝之	萩坂浩	古手敦	諸岡貴昭	野澤浩昭	伊藤英一	佐々木祐次	古手泰貴	青野宏士	高橋正人	瀬尾正治	齋藤真一	菊地真一	高橋博	鈴木俊寿	大野貢	諸岡周示	平川和文

## 天皇皇后両陛下お手播きの苗を記念植樹

平成17年6月5日に潮来市の県水郷県民の森で開催された「第56回全国植樹祭」において天皇皇后両陛下がお手播きされた種子が、順調に生育し移植できる大きさになり、今年から設けられた「みどりの月間」(毎年4月15日から5月14日まで)にあわせて県内全市町村に配付されました。

河内町に配布されたのは、天皇陛下お手播のスギ(少花粉性)、ケヤキ各2本と、皇后陛下お手播きのヤマザクラ1本で、それぞれ町職員の手によって水と緑のふれあい公園と直販センターふるさとかわち内の花壇に植樹されました。



直販センター内に植樹されたヤマザクラ



水と緑のふれあい公園内に植樹されたケヤキ



# 生活

## 法務総合相談所開設のお知らせ

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じます。

秘密は固く守ります。料金は無料です。

### ◆日時

平成19年6月3日(日) 午前10時～午後4時まで

### ◆場所

龍ヶ崎市市街地活力センター「まいん」2階コミュニティルーム

### ◆相談内容

龍ヶ崎市4264番地1

境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

### ◆問合せ先

水戸地方法務局総務課  
TEL 029-227-9911

## 「歯の何でも相談」を開設します

茨城県保険医協会では、歯の衛生週間(6月4日)にちなんで今年も「歯の何でも電話相談」を開設いたします。

歯の健康相談、治療内容・治療費に関する事など、歯についての悩みや質問を何でも受け付けますので疑問に思っ

## 5月の納税

- ◆ 軽自動車税 全期 ◆
  - ◆ 豊田新利根 土地改良1期 ◆
  - ◆ 牛久沼土地改良区 一般前期 ◆
- 徴収日は5月31日です

ていることがある方は、お気軽にお電話ください。

### ◆日時

平成19年6月10日(日) 午後2時から5時まで

### ◆受付電話番号

TEL 029-823-7930  
TEL 029-835-0737

### ◆回答者 歯科医師

◆主催 茨城県保険医協会  
TEL 029-823-7930

## 訪問児童相談を実施します

子育て、不登校などの児童に関するあらゆる問題について相談に応じますのでご利用ください。

なお、希望者は事前の予約が必要となります。

### ◆日程

6/26、8/28、10/23、12/18、2/26

### ◆会場

龍ヶ崎市保健センター  
龍ヶ崎市駒馬2855

### ◆予約先

龍ヶ崎市役所子ども福祉課  
TEL 0297-64-1111

### ◆問合せ

茨城県土浦児童相談所相談課  
TEL 029-821-4595

# 募集

## 「知事と語り」『明日の茨城』参加者募集

対話集会に参加して、橋本知事と県政について意見交換してみませんか。聞くだけでも最新の県政の動きがわかりますので、ぜひご応募ください。

### 【龍ヶ崎会場】

日時：平成19年6月21日(木) 14時～16時  
場所：龍ヶ崎市駒柴公民館(龍ヶ崎市駒柴町21-1)

### ◆応募方法

はがき、FAX・Eメール(いずれも可)に希望会場・住所・氏名・年齢・性別・職

業・電話番号を明記し左記あてにご応募ください。

### ◆対象 20歳以上の方

◆締め切り 平成19年6月11日(月)

### ◆応募先

〒300-0051  
土浦市真鍋5-17-26

茨城県南地方総合事務所県民生活課  
TEL 029-822-7026

FAX 029-822-7050

E-MAIL: nansokumin@pref.tieraki.lg.jp

## 税務職員

### (国家公務員Ⅲ種)募集

税務の仕事は、国の財政基盤を支え、国民生活の安定・向上と社会福祉に寄与するという、非常に重要でやりがいのある仕事です。

採用されると、全員が税務大学校に入校(全寮制)し、給与の支給を受けながら、約12カ月間大学水準の教養と税務職員として必要な専門的知識を習得するための普通科研修を受けます。

研修後は、税務署などにおいて国税に関する調査・徴収等の責任のある事務に従事します。なお、各税務署に配属され

た後も、より高度な専門的知識・技能を習得するための各種研修が予定されています。

◆受験資格

昭和61年4月2日～平成2年4月1日に生まれた方

◆試験の程度

高等学校卒業程度

◆申込み受付期間

6月26日(火)～7月3日(火)まで(土・日曜日は除く。)

◆申込み先

人事院関東事務局

〒330-9712

埼玉県さいたま市

中央区新都心1番1

TEL 048-740-2006

テレフォンサービス

048-600-2401

◆試験日と試験種目

◎第1次試験

9月9日(日)

教養試験、適性試験及び作文

◎第2次試験

10月18日(木)～25日(木)までの間の指定する1日

人物試験及び身体検査

◆申込書請求及び問合せ先

竜ヶ崎税務署 総務課

〒301-8601

龍ヶ崎市川原代町1182-5

TEL 0297-6012004

平成19年度調理師試験の実施について

茨城県では、次のとおり調理師試験を実施します。

1. 受験願書の受付日・場所

①受付日時

平成19年7月19日(木)と20日(金)の2日間

午前9時～正午

午後零時45分～4時30分

②受付場所

管内各保健所 ※受験願書及び添付書類は本人又は代理人

が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しません。

2. 試験日時等

①試験日

平成19年8月29日(水)

②試験会場への集合時間

午前9時15分

③試験時間

午前10時～正午までの2時間

④試験会場

常磐大学人間科学部棟5号館

(水戸市見和1-430-1)

霞ヶ浦高等学校

(稲敷郡阿見町青宿50)

のどちらかで、受験願書を提出する際に、希望する試験会場を申請する。

3. その他

受験資格、提出書類等の詳しい内容については竜ヶ崎保健所又は県内最寄りの保健所までお問合せください。

◆問合せ先

竜ヶ崎保健所衛生課

0297-6212163

平成19年度製菓衛生師試験の実施について

茨城県では、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

1. 受験願書の受付日・場所

①受付日時

平成19年7月19日(木)と20日(金)の2日間

午前9時～正午

午後零時45分～4時30分

②受付場所

管内各保健所 ※受験願書及び添付書類は本人又は代理人

が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しません。

2. 試験日時等

①試験日

平成19年8月29日(水)

②試験会場への集合時間

午前9時15分

③試験時間

午前10時～正午までの2時間

④試験会場

常磐大学人間科学部棟5号館

3. その他

常磐大学人間科学部棟5号館

(水戸市見和1-430-1)

霞ヶ浦高等学校

(稲敷郡阿見町青宿50)

のどちらかで、受験願書を提出する際に、希望する試験会場を申請する。

3. その他

受験資格、提出書類等の詳しい内容については竜ヶ崎保健所又は県内最寄りの保健所及び茨城県保健福祉部生活衛生課までお問合せください。

◆問合せ先

竜ヶ崎保健所衛生課

0297-6212163

ご案内

「県政ふれあいバス」に参加しませんか

県では、県の施設や県政に関わりのある施設などを見学し、茨城県について理解を深めて頂いたり、親しみを持ってもらう目的で、「県政ふれあいバス」を、各地方総合事務所ごとに毎年実施しています。

県南地方総合事務所では、平成19年度は次のような日程・内容で実施いたしますので、

皆様お気軽にご参加ください。

◆内容・コース

◎親子ふれあいコースA

・定員 30名

・実施日

平成19年7月31日(火)

・申込期限

平成19年6月29日(火)

・主な見学施設

県中央水道事務所

アクアワールド大洗

・バス乗降場所

牛久市生涯学習センター

土浦合同庁舎

◎親子ふれあいコースB

・定員 30名

・実施日

平成19年8月7日(火)

・申込期限

平成19年7月6日(金)

・主な見学施設

地図と測量の科学館

畜産センター

・バス乗降場所

守谷市役所

土浦合同庁舎

◎親子ふれあいコースC

・定員 30名

・実施日

平成19年8月16日(木)

・申込期限

平成19年7月13日(金)

・主な見学施設  
茨城県庁・防災センター

常陸那珂火力発電所  
県立歴史館

茨城県警察本部  
バス乗降場所

・バス乗降場所  
牛久市生涯学習センター

石岡市役所

土浦合同庁舎

◎一般コース1

◎一般コース2

・定員 30名

・定員 30名

・実施日

・実施日

平成19年9月7日(金)

平成19年9月12日(火)

・申込期限

・申込期限

平成19年8月7日(火)

平成19年8月10日(金)

・主な見学施設

・主な見学施設  
工業技術センター窯業指導所

ひたちなかインフォメーションセンター

県陶芸美術館  
バス乗降場所

常陸那珂港

守谷市役所

## 行政相談委員に秋山力也さん就任

毎日の暮らしの中で、役所の仕事についての苦情や意見・要望はありませんか。

こんな時は、行政相談委員又は茨城行政評価事務所にご相談ください。

### ◆河内町担当行政相談委員

氏名 秋山 力也(4月就任)

住所 生板6181番地 TEL 84-3870

### ◆茨城行政評価事務所行政相談課

TEL 029-221-3347(代)

行政苦情110番(相談専用電話)

TEL 0570-090110

土浦合同庁舎

### ◆費用

無料。但し、昼食は参加者の持参となります。

### ◆対象者

15歳以上の県内居住者(中学生及び県職員を除く。)但し、親子ふれあいコースについては、小中学生と保護者(県職員を除く。)の方となります。

### ◆申込方法

官製往復ハガキに①希望コース(1コースのみ)、②乗降希望場所、③参加者全員の住所④氏名⑤年齢⑥性別⑦電話番号⑧職業または学年をお書きのうえ、申込期限(当月中の消印有効)までに申込み願います。

なお、1枚のハガキで4名まで申し込みできます。

同一コースに複数枚での申込みや申込み後の人の入れ替えは出来ませんのでご了承ください。

応募者数が募集人数を超えた場合には、抽選により参加者を決定します。

抽選結果については、締切日より2週間前後にご連絡します。

### ◆申込み・問合せ先

茨城県県南地方総合事務所  
県民生活課広報広聴係

〒300-0051

土浦市真鍋5-17-26  
TEL 029-822-7026

## 「測量と地図のフェスティバル2007」について

国土交通省国土地理院の「地図と測量の科学館」において、「測量と地図のフェスティバル2007」を開催します。楽しく遊びながら、地図や測量に親しみ、意義や重要性を理解していただくイベントです。

### ◆日時

平成19年6月3日(日)  
午前9時30分～午後4時30分

### ◆場所

つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院

◆イベントの主な内容(参加型イベントには参加賞があります)

◎日本列島空中散歩マップ(巨大3D地図を床展示)

◎日本列島筆描き(コンピューターが採点)

◎紙飛行機を飛ばそう(飛んだ飛距離を正確に計測)

◎クイズラリー(地図を見て宝さがし)

◎マーチングバンド演奏  
◎子ども地理王選手権(今年

のチャンピオンは誰だ?)  
◎歩測大会(歩幅は正確なもののさし)

◎オリエンテーリング

◎特別展「地球と地図の大口マン」(地球の歴史、世界地図の移り変わりなどを展示)

◆その他 入場無料

◎入場者にはすてきなグッズプレゼント

◎「つくば駅」国土地理院間の無料バスを運行します。

### ◆問合せ先

国土交通省国土地理院総務部  
広報広聴室  
TEL 029-864-6255  
1872

## ダンス愛好会会員募集

河内町ダンス愛好会では、会員を募集しています。興味のある方は、お気軽にご連絡ください。

### ◆活動日

毎週土曜日午後8時30分～10時(中央公民館大会議室)

### ◆問合せ先

TEL 090-9846-2849  
糸賀(午後10時まで)

## 人権擁護委員を知っていますか。

昭和24年（1949年）6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためにすみやかに適切な処理を採ります。

また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

河内町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。河内町の人権擁護委員さんを紹介します。

山下 昌男 氏 TEL 86-3116 大野 善康 氏 TEL 84-3577

北嶋 泰子 氏 TEL 84-2005 雑賀 茂 氏 TEL 84-3156

### 自衛官募集

受験種目	2等陸・海・空士(男子)
受験資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
受付	年間を通じて行っています。
試験期日	受付時にお知らせします。
場所	受付時にお知らせします。

※詳しくは、下記のところまでお問合せください。

龍ヶ崎市寺後3629-5

自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所

TEL 0297-64-3351

URL <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

E-mail [hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp)

自衛官募集相談員は、地域と自衛隊のかけ橋として自衛官志願者の相談に際したり情報の提供を行っています。4月からの2年間、自衛官を目指す方の良き相談相手としてお気軽にご相談ください。

氏名 丸茂一幸(堤)  
住所 源清田453-1  
TEL 84-2640

氏名 櫻井文夫(上金)  
住所 金江津5133  
TEL 86-3928

### 自衛官募集相談員を

紹介します。

### 俳句

#### かわち俳句会

手の平に暫し遊ばず桜貝

吉田 四郎

筑波山傾くほどに花の雲

津根としお

桜貝机上に置けば波の音

川口 ふく

筆太に書かれ老舗の桜餅

大関 さと

校舎より大きく描いたチューリップ

寺田 節子

夢に見しあした待たる花見かな

若泉 栄治

休耕地我が世の春といぬふぐり

橋爪 かん

人の波続く花見や隅田川

鴻野 たけ

れんぎょうの花に展げる山路かな

杉原 利代

外つ国に向こう機の下畑返す

大塚 一重

桜貝躍る團児のストラップ

大野志げ子

母の里逝きし卒寿や花の下

遠藤 正雄

スロークイック熟女はじて花宴

田沼 和子

おぼろ夜や止まりしままの古時計

田中 康夫

### 短歌

#### かわち短歌会

利根川の土手に菜の花咲きそめて散歩コースに組み入れにけり 青野 清一

鏡にて倍量の花咲くを見ゆ春の床屋の我が予約席 庄司登千子

異が入りと独り占めせしこの谷つ田戦止みし日入手に渡る 久松 浩洋

うらかな日黄色い帽子列をなし土手を色どりひばりの合唱 石山 候江

老醜と一字違ひの老成に行きつく道の隔り遠く 青木 保

## ◆ 定例相談 ◆

### 心配ごと相談

日時 6月1日(金) } 午前10時～正午  
6月15日(金) }  
場所 公民館第2分館  
問合せ先 河内町社会福祉協議会  
☎84-2830

### 教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時  
場所 教育委員会事務局  
問合せ先 ☎84-3322  
FAX 84-4730

### 成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 株ふるさとかわち事務所2階  
(河内町長竿188)  
問合せ先 茨城地域相談センター  
☎84-5017

### 交通事故相談

日時 月～金曜日  
午前9時～正午 午後1時～4時30分  
弁護士相談 水曜日  
午後1時～4時(要予約)  
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F  
問合せ先 県南地方交通事故相談所  
☎029-823-1123

## ◆ 交通事故発生状況 ◆

### 町内の交通事故4月発生状況

	(前月比)	(累計)
発生件数(人身事故)	5件(±0)	(20)
死者数	0人(±0)	(0)
負傷者数	9人(+2)	(30)

竜ヶ崎警察署調べ

## ◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	3人
おくやみ	8人
転入	26人
転出	37人

## ◆ 人口・世帯 ◆

### 平成19年5月1日現在

人口	11,080人	(-16)
男	5,476人	(-11)
女	5,604人	(-5)
世帯数	3,412世帯	(-2)

## ◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会	学校教育G	☎84-3322	
都 市	上下水道G	☎84-2361	事務局	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
	建設環境G	☎84-2921	福祉センター		☎84-3699
つつみ会館	☎86-3740	保健センター		☎84-4486	
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち (音声案内)		☎84-2212	
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター		☎84-5455	

## ◆ 休日診療当番医(6月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
3日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	村井医院 ☎0297-62-3380	西新道外科医院 ☎0297-62-0855
10日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	若松内科胃腸科医院 ☎0297-64-0533	野村医院 ☎0297-62-6561
17日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	野上小児科医院 ☎0297-65-3375	いしかわクリニック ☎0297-62-0378
24日	坂本(隆)医院 ☎029-892-2232	うちだ医院 ☎0297-64-8821	竜ヶ崎医院 ☎0297-62-0550

※休日当番医は変更することがあります。  
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-41-4199  
救急医療情報システム  
ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>  
携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

## ◆ ごみ収集日(6月) ◆

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	5・19	C地区	12・26	A地区	9	C地区	23
B地区	14・28	D地区	7・21	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			6月中の予約→7月7日			

広報

かわち

平成19年5月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課  
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183  
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>